

令和7年4月1日

保存版

任意継続被保険者のしおり

1. 事務の手続きについて

任意継続被保険者（以下、任継者という）資格取得後における全ての事務手続きは、被保険者（本人）と明治グループ健康保険組合との間で行います。被保険者（本人）より提出していただく証明書類等の取得にかかる費用、保険料の振込手数料、交通費、当組合への通信費（電話代、郵送料、宅急便代等）は、全て被保険者（本人）負担となります。

2. 令和7年度の健康保険料率・介護保険料率（4月分保険料より）

健康保険料率 97.0/1000（令和6年度 97.0/1000）… 前年度と変更なし
介護保険料率 19.0/1000（令和6年度 19.0/1000）… 前年度と変更なし

3. 健康保険料の内訳について

健康 保 険 料	一 般 保 険 料	基 本 保 険 料	医療の給付、保健事業等にあてる保険料
		特 定 保 険 料	後期高齢者支援金や前期高齢者納付金等にあてる保険料
		調 整 保 険 料	健康保険組合連合会への拠出金にあてる保険料 (全国の健保組合は、高額医療費の共同負担事業と財政窮迫組合の助成事業（財政調整）を共同して行っており、この財源にあてるため)
介 護 保 険 料			健康保険に加入している40～65歳未満の介護保険第2号被保険者分の保険料

4. 任継者の令和7年度標準報酬月額の上限について

任継者の令和7年度標準報酬月額の上限は前年度と同額の 560,000円 になりました。

任継者の保険料は、退職時の標準報酬月額と任継者の令和7年度標準報酬月額の上限額を比較し、低い方の額に保険料率を掛けて算出します。

5. 保険料の算出方法

健康保険料（月額）＝ 標準報酬月額 × 健康保険料率

介護保険料（月額）＝ 標準報酬月額 × 介護保険料率

6. 保険料負担について

保険料（介護保険を含む）は全額、被保険者（本人）の負担となります。

（勤務されていたときは、事業主と被保険者（本人）が負担していました。）

7. 介護保険料徴収対象者

当組合加入の被保険者（本人）及び被扶養者（家族）の中で、40歳以上64歳以下の全員が対象で、被扶養者（家族）の保険料は、被保険者（本人）が負担します。

<介護保険被保険者について>

種別	年齢要件	保険料納付先
介護第1号被保険者	満65歳以上（被保険者・被扶養者）	市区町村
介護第2号被保険者	満40歳以上、満65歳未満 （被保険者・被扶養者）	健康保険組合
介護特定被保険者	被保険者：満40歳未満かつ満65歳以上 かつ 被扶養者：満40歳以上、満65歳未満 がいる場合	被扶養者分：健康保険組合 （負担は被保険者） ※ただし、被保険者が65歳以上の場合は介護 保険第1号被保険者であるので、被保険者分は 市区町村に納付

※第2号被保険者と特定被保険者の保険料額は、該当者が何人いても同額です。

8. 保険料の納付方法

納付方法は毎月納付と前納の2つあります。

納付方法	説明	注意事項
1.毎月納付	月々の保険料を毎月1日から10日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに、当組合の指定口座に保険料を納付する方法です。	月毎の保険料納入告知書は送付しておりますので、納付期日迄に納付願います。 振込手数料は被保険者（本人）負担となります。 被保険者名でお振込ください。
2.前納	保険料を半期（前期：4月～9月分/後期：10月～翌3月分）又は1年（全期）単位で、指定期日までに当組合の指定口座に納付する方法です。 保険料をまとめて納付することにより、保険料が割引となります。	指定期日までに当組合の指定口座に納付できなかった場合は、前納の支払方法として扱えなくなります。 振込手数料は被保険者（本人）負担となります。 被保険者名でお振込ください。

※取得時に選択した保険料の納付方法は、任継資格取得後に変更可能です。変更時期、変更方法については当組合へご確認ください。

9. 保険料の納付期日（健康保険法第164条第1項）と納付先

納付期日は次の通りです。

納付区分		支払対象月	納付期日
毎月納付		当月分	当月10日迄 (金融機関が休業日の場合は翌営業日)
前納	半期	令和7年10月～令和8年3月分	令和7年9月30日
		令和8年4月～令和8年9月分	令和8年3月31日
	一年	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年3月31日

※納付期日当日での入金取り扱い、当日16:00までに当組合口座への着金によります。

※納付期日当日にお振込み手続きを行いますと、16:00までに当組合口座への着金がなされない場合があります。特にインターネットバンキング等の「振込受付」ではございませんのでご注意ください。お早目のお振込み手続きをお勧めいたします。

※**納付期日までに着金されない場合は、保険料未納により任継者の資格が失われますのでご注意ください。**喪失日は、保険料を未納した月の毎月納付期日の翌日付となります。

※前納で半期の方には、後期保険料のお知らせを毎年9月初旬にお送りします。

※令和8年4月以降の保険料通知は、令和8年3月初旬にお送りしますので、それまでは入金されないようお願い致します。

納付先（指定口座）

銀行名：みずほ銀行 京橋支店

メイシ'ク'ルーフ'ケンコウホケンクミアイニンケイホケンリョウグチ

口座名義：明治グループ健康保険組合任継保険料口

口座番号：1115976

預金種目：普通預金

10. 次年度分の保険料について

当組合の健康保険料率及び国へ支払う介護保険料率は、毎年、2月に決定します。決定後、次年度分の保険料は3月初旬に被保険者（本人）宛に通知します。

11. 保険料納入証明書について

令和7年1月1日～12月31日迄に保険料を納付（入金）された分については、令和8年1月中旬以降に被保険者（本人）宛にハガキで送付します。確定申告の際にご使用ください。

12. 「マイナ保険証」について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証に代えて、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（「マイナ保険証」）を利用することになります。

13. 「健康保険 資格確認書」について

マイナンバーカードを発行されていない場合や、マイナ保険証としての利用登録をしていない場合には、当組合にて健康保険証に代わるものとして「健康保険 資格確認書」（はがきサイズの紙製）を発行します。この「健康保険 資格確認書」を使用して医療機関で保険診療を受けることができます。

令和6年12月2日以降の任意継続被保険者で、マイナ保険証としての利用登録をしていない方には、当組合で国の情報連携システムより対象者の確認をおこない、当組合の職権にて「健康保険 資格確認書」を発行します。

14. 諸手続きについて

次の諸手続きは被保険者（本人）が当組合との間で行うことになり、各種申請書、届出等が必要となりますので、当組合へ被保険者（本人）ご自身でご連絡ください。

- ・被保険者（本人）が就職等で、任継者の資格を喪失するとき【→16. 参照】
- ・出産、結婚、就職、死亡、離婚、別居等により被扶養者（家族）の増減があったとき [5日以内に]
- ・「健康保険 資格確認書」を紛失、破損、汚損したとき【→15 参照】
- ・居住地住所、住民票住所、電話番号、携帯電話番号を変更したとき
- ・振込先指定口座を変更したとき
- ・被保険者（本人）、被扶養者（家族）の氏名を変更したとき
- ・各種の保険給付の申請をするとき
- ・交通事故等により傷病が他人の行為で生じたとき

15. 「健康保険 資格確認書」の再交付について

経年劣化による磨耗、汚損等は無料で交換します。

但し、被保険者（本人）及び被扶養者（家族）の責により、紛失、盗難、汚損等が発生し、再交付する場合は、再交付料として1枚につき2,000円を徴収いたします。

尚、「資格確認書」の再交付料は被保険者（本人）が責任をもって当組合に納付し、引換えに「資格確認書」を再交付します。

「健康保険 資格確認書」を紛失した場合の手続きについて

- ① 当組合へ連絡をしてください。
再交付申請書類一式を送付しますので、必要事項をご記入の上、当組合に提出してください。
- ② 当組合で再交付申請書類を受付後に、再交付料についての通知を送付します。
通知書に記載されている当組合の指定金融機関の指定口座へ被保険者名（本人）で再交付料を納付してください。
- ③ 当組合にて再交付料の納付確認および再交付申請手続き完了後に、「資格確認書」を被保険者（本人）宛に送付いたします。

16. 任意継続被保険者の資格喪失に関して

任継者は健康保険法第 38 条で規定する事由に該当した時に資格を喪失します。規定する事由以外では喪失することができませんので、ご注意ください。

健康保険法第 38 条

- ① 資格期間（2 年）が満了したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を毎月の納付期日までに納付しなかったとき
- ④ 任継被保険者（本人）が再就職をして、他の健康保険の被保険者となったとき
- ⑤ 船員保険の被保険者となったとき
- ⑥ 後期高齢者医療の被保険者等になったとき
- ⑦ 資格喪失を申し、資格喪失申出書が受理された日の翌月1日になったとき

(1) 任意継続の期間満了

任意継続の資格期間（2 年）が満了される方には、当組合から喪失日の約 1 か月前に「期間満了の事前通知」、喪失日の約 5 日前に「資格喪失証明書」を発送します。

任意継続資格喪失後に国民健康保険へ加入される方は、「期間満了の事前通知」が届きましたら、事前にお住まいの市区町村の国民健康保険課へ加入手続きについてご確認願います。「資格喪失証明書」が届きましたら、国民健康保険加入の手続きを行ってください。期間満了で喪失の場合は、「健康保険 資格確認書」の返却は不要です。

(2) 再就職をして他の健康保険の被保険者となる場合

「資格喪失申出書」提出等の手続きが必要になります。お早めに当組合にご連絡ください。

(3) 国民健康保険への加入やご家族の被扶養者になることを検討されている場合

健康保険法第 38 条以外での被保険者資格喪失はできませんが、③の場合は、毎月納付期日であるその月の 10 日迄（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に保険料を納付しなければ、納付期日の翌日付で被保険者資格喪失となり、⑦の場合は「資格喪失申出書」が当組合で受理された日の翌月 1 日付で被保険者資格喪失となります。資格喪失後に国民健康保険の加入やご家族の被扶養者になる手続きができますので、検討されている場合は、当組合にご連絡ください。

(4) 国民健康保険（税）の軽減制度該当により、資格喪失される場合の注意事項

平成 22 年 4 月 1 日より開始された国民健康保険（税）の軽減制度に該当され、任継者の資格を喪失される場合は、当組合にご連絡ください。尚、国民健康保険（税）の軽減制度については、お住まいの各市区町村の国民健康保険課へお問い合わせください。

(5) 保険料の還付

資格喪失事由②、④、⑤、⑥、⑦に該当した場合には、その時点で未経過分の保険料を計算し還付いたします。（資格取得月に資格喪失した場合の同月得喪を除く）

(6) 資格喪失時の「健康保険 資格確認書」の返納について ※「資格確認書」発行者のみ

2 年間の資格期間満了以外の理由で任意継続の資格を喪失したときは、必ず 5 日以内に「健康保険 資格確認書」を当組合まで返納してください。ただし、「健康保険 資格情報のお知らせ」の返却は不要です。

17. 令和7年度各種健診について

各種健診の受診期間は、令和7年4月1日～同年10月31日です。

(健診機関の混雑により、予約が取りづらくなりますので、9月30日までの受診を推奨しております。) 申し込み受付期間は、令和7年3月3日～同年10月15日までとなりますので、できる限り早目の申し込みをお願いいたします。

健診申込専用サイト「KENPOS」にて健診機関の検索や受診券の申込みをすることができます。

パソコンまたはスマートフォンでKENPOSへアクセスしてください。

KENPOSのログインID(メールアドレス)、パスワードは退職前のものをお使いください。ログイン後に「マイページ」から登録内容を修正できます。

ログインID、パスワードが不明な場合は、登録内容をリセットしますので、(株)イーウェル 健康サポートセンターへお問い合わせください。

KENPOS URL (https://www.kenpos.jp/) <当組合ホームページからリンク有>

申し込みに際しご不明点がありましたら、健康診断事務委託先(株)イーウェルへお問い合わせください。

<各種健診申込等に関するお問い合わせ先>

(株)イーウェル 健康サポートセンター TEL: 0570-057091

受付時間 9:30～17:30 休業日 日曜・祝日・12/29～1/4

ご案内冊子は当組合ホームページにてご覧いただけます。

HOME>保健事業>人間ドック等>申込方法>健診案内冊子

尚、受診日当日に任意継続の資格がない方は、受診できません。また、当年度中に事業所にて定期健診または既に各種健診を受診済みの方は、重複して受診することができませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先

明治グループ健康保険組合 〒104-0031 東京都中央区京橋2-7-19 電話番号 03-3273-3950

ホームページ <https://www.meijigroup-kenpo.or.jp/>